

【重要・4月10日まで】 転入時の提出書類について

**【重要・4月10日まで】 転
入時の提出書類について**

4月期に大阪高裁に転入された方は、 [REDACTED] 内の [REDACTED] ページをご確認いただき、**必要書類をご提出ください。**

【該当ページ】 [REDACTED]

※ 下部の「リンク」欄からも遷移できます。

【提出期限】 人事課任用第二係宛ての提出書類： 別途係から直接御案内します。

その他の係宛ての提出書類 : 4月10日（木）

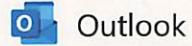
表示数を減らす

総務課

庶務係

2025/05/30





【提出依頼】赴任に関する旅費等の手続について

差出人 近藤 綾美 [REDACTED]

日付 2025-04-02 (水) 11:42

BCC
[REDACTED]

① 1 個の添付ファイル (7 MB)
赴任旅費資料(R7.4～転入者向け).zip;

大阪高裁転入者 各位 (一斉送信しています。既に提出済みの方は参考です。)

転入に伴う赴任旅費関係の案内資料を送付いたします。

転入後、期限までに必要な手続を行っていただきますよう、よろしくお願いします。

おって、ご不明な点等ございましたら、大阪高等裁判所人事課任用第二係までお問合せください (4/9～担当：採用広報係中田 内線 [REDACTED])。

【書類提出先】

メール宛先は以下 4 名の名前をコピー & ペーストしてください。

(既に提出された方は再提出不要です。)

新座 沙織

楞野 美貴子

中田 圭吾
近藤 綾美

【補足事項】

転居された方につき、引越業者の見積書、宿泊領収書等の転居費用算出
のための陳明資料原本については、赴任旅費が振り込まれるまでは破棄せず
お手元で保管をお願いいたします。

旅行計画・精算手続は当係で行います。

転入後に【S E A B I S】【起案遅延】旅費精算起案が遅延しています。
至急起案してください。」と題するメールが旅行者に届く場合があります。
これは、S E A B I Sの仕様により、システムから自動的に配信される
メールです。

旅行計画・精算手続は当係で行いますので、当該メールは削除していた
だいて差し支えありません。

【機密性 2】

☆* *☆* *☆* *☆* *☆* *☆* *☆
大阪高裁人事課任用第二係
近藤 綾美 ◎内線 ■■■■■
D-IN 06-6316-2530
■■■■■

☆* *☆* *☆* *☆* *☆* *☆* *☆

【機密性 2】

令和 7 年 4 月 2 日

転入者 各位

大阪高等裁判所事務局人事課任用第二係

赴任に伴う旅費の手続について

赴任旅費の支給事務に必要ですから、下記のとおり手続をお願いします。

記

- 1 赴任結果連絡票を着任後 3 開庁日以内に、当係へ提出してください。
- 2 着任後 3 開庁日以内に別添『S E A B I S 債主申請マニュアル（新規登録）』を参照の上、債主申請を行ってください。

※発令日が月初日で、住居の移転がない方は債主申請不要です。

※債主申請の登録手続の際、銀行口座等の情報が必要です。

※S E A B I S による旅行計画の起案及び精算処理は当係で行います。

※支給手続が完了するまでの間、転入者宛に、S E A B I S より精算起案が遅延している旨のメールが送付される場合がありますが、システムの仕様上、自動配信されるものですので、削除していただいて差し支えありません。

- 3 転居された方は、別添「赴任旅費の確認に必要な提出書類一覧」を参照の上、必要書類をすみやかに当係へ提出してください。
- 4 S E A B I S から旅費精算の決裁処理の通知メールが届きましたら、2 開庁日以内に処理してください。

問合せ先

【債主申請関係】 会計課経理係 [REDACTED] 内線 : [REDACTED]
【その他】 人事課任用第二係 06-6316-2530 (ダ・イ・ル・イ・ン) 内線 : [REDACTED]

令和7年4月1日

職 員（裁判官を含む。） 各位

人事課管理係

身分証明書用写真の撮影について（お知らせ）

標記の撮影を下記のとおり行いますので、各自都合の良い時間にお越しください。
なお、下記2の日時に都合が悪い場合は、当係（内線■■■又は■■■）に連絡してください。

記

1 対象者

4月1日付で大阪高等裁判所に転入した職員（裁判官を含む。）

2 日時

4月3日（木）午後1時30分から午後2時30分まで

4月8日（火）午後1時30分から午後2時30分まで

3 場所

人事課ミーティングルーム（小）（人事課横、本館11階西端）